

- 1 . ついで主はモーセに告げて仰せられた。
- 2 . 「イスラエル人に命じて、らい病人、漏出を病む者、死体によって身を汚している者をすべて宿営から追い出せ。
- 3 . 男でも女でも追い出し、彼らを宿営の外に追い出して、わたしがその中に住む宿営を汚さないようにしなければならない。」
- 4 . イスラエル人はそのようにして、彼らを宿営の外に追い出した。
主がモーセに告げられたとおりにイスラエル人は行なった。
- 5 . ついで主はモーセに告げて仰せられた。
- 6 . 「イスラエル人に告げよ。
男にせよ、女にせよ、主に対して不信の罪を犯し、他人に何か一つでも罪を犯し、自分でその罪を認めたときは、
- 7 . 自分の犯した罪を告白しなければならない。
その者は罪過のために総額を弁償する。
また、それにその五分の一を加えて、当の被害者に支払わなければならない。
- 8 . もしその人に、罪過のための弁償を受け取る権利のある親類がいなければ、
その弁償された罪過のためのものは主のものであり祭司のものとなる。
そのほか、その者の罪の贖いをするための贖いの雄羊もそうなる。
- 9 . こうしてイスラエル人が祭司のところに持って来るすべての聖なる奉納物はみな、祭司のものとなる。
- 10 . すべて人の聖なるささげ物は祭司のものとなり、すべて人が祭司に与えるものは祭司のものとなる。」
- 11 . ついで主はモーセに告げて仰せられた。
- 12 . 「イスラエル人に告げて言え。
もし人の妻が道はずして夫に対して不信の罪を犯し、
- 13 . 男が彼女と寝て交わったが、そのことが彼女の夫の目に隠れており、彼女は身を汚したが、
発見されず、それに対する証人もなく、またその場で彼女が捕えられもしなかった場合、
- 14 . 妻が身を汚していて、夫にねたみの心が起こって妻をねたむか、
あるいは妻が身を汚していないのに、夫にねたみの心が起こって妻をねたむかする場合、
- 15 . 夫は妻を祭司のところに連れて行き、彼女のために大麦の粉十分の一エバをささげ物として携えて行きなさい。
この上に油をそそいでも乳香を加えてもいけない。
これはねたみのささげ物、咎を思い出す覚えの穀物のささげ物だからである。
- 16 . 祭司は、その女を近寄らせ、主の前に立たせる。
- 17 . 祭司はきよい水を土の器に取り、幕屋の床にあるちりを取ってその水に入れる。
- 18 . 祭司は、主の前に女を立てて、その女の髪の毛をとかせ、
その手にねたみのささげ物である覚えの穀物のささげ物を与える。
祭司の手にはのろいをもたらす苦い水がなければならない。
- 19 . 祭司は女に誓わせ、これに言う。
『もしも、他の男があなたと寝たことがなく、
またあなたが夫のもとにありながら道ならぬことをして汚れたことがなければ、
あなたはこののろいをもたらす苦い水の害を受けないように。』
- 20 . しかしあなたが、もし夫のもとにありながら道ならぬことを行なって身を汚し、夫以外の男があなたと寝たのであれば、』
- 21 . ・ ・ ・そこで祭司はその女にのろいの誓いを誓わせ、これに言う。 ・ ・ ・
『主があなたのももをやせ衰えさせ、あなたの腹をふくれさせ、

あなたの民のうちにあつて主があなたをのろいとし誓いとされるように。

22. またこののろいをもたらす水があなたのからだにはいって腹をふくれさせ、ももをやせ衰えさせるように。』

その女は、『アーメン、アーメン。』と言う。

23. 祭司はこののろいを書き物に書き、それを苦い水の中に洗い落とす。

24. こののろいをもたらす苦い水をその女に飲ませると、のろいをもたらす水が彼女の中にはいって苦くなるであろう。

25. 祭司は女の手からねたみのささげ物を取り、この穀物のささげ物を主に向かって揺り動かし、それを祭壇にささげる。

26. 祭司は、その穀物のささげ物から記念の部分をひとつかみ取って、それを祭壇で焼いて煙とする。

その後、女にその水を飲ませなければならない。

27. その水を飲ませたときに、もし、その女が夫に対して不信の罪を犯して身を汚していれば、

のろいをもたらす水はその女の中にはいって苦くなり、その腹はふくれ、そのももはやせ衰える。

その女は、その民の間でのろいとなる。

28. しかし、もし女が身を汚しておらず、きよければ、害を受けず、子を宿すようになる。

29. これがねたみの場合のおしえである。

女が夫のもとにありながら道ならぬことをして身を汚したり、

30. または人にねたみの心が起こって、自分の妻をねたむ場合には、その妻を主の前に立たせる。

そして祭司は女にこのおしえをすべて適用する。

31. 夫には咎がなく、その妻がその咎を負うのである。』

説教

民数記5章では、汚れた者の追い出し(1-4)、罪過の弁償(5-10)、不貞を疑われる妻への対処(11-31)が教えられます。

幕屋には神さまが臨在しておられます。幕屋を通して、神さまはイスラエルに栄光をあらわされます。彼らの祈りを聞かれます。彼らに語りかけます。彼らの罪を贖って、彼らの真ん中に住まわれるのです。本来は、罪深くて神さまに見捨てられて然るべきイスラエルですが、憐れみに満ちた神さまは、彼らを見捨てることなく、彼らの罪を贖って、罪深い彼らの真ん中に住んで下さいます。このことは幕屋に於いて実現しました。幕屋こそは最初に顕現なさったシナイ山の携帯版です。幕屋を通して、神さまは御自身がイスラエルの真ん中に御臨在しておられることをあらわされました。そして、神さまが彼らと共にあり、彼らの真ん中に住んでおられる事実こそは、イスラエルがこの世の滅び行く異邦人たちと区別される決定的なしるしです。神さまが彼らと共にいてくださるからこそ、イスラエルは罪深いにもかかわらず、滅びを免れて救われているのです。

つまり、あわれみ深い神さまこそが、イスラエルのいのちです。神さまが彼らと共にいてくださることが、彼らのいのちなのです。このことは、反対に、神さまの臨在が無ければ、彼らは死ぬことを意味します。神さまに見捨てられて神さまが彼らの中に住まないならば、それは彼らの死を意味します。彼らの命運はひとえに神さま頼みなのです。神さま抜きで彼らが生きることあり得ません。神さまが彼らと共におられてこそ彼らは生き、神さまが彼らから離れ去るならば彼らは死ぬしかないのです。こうして、神さまがイスラエルと共におられるということは、それが彼らのいのちであるけれども、しかし同時に死と隣り合わせの状況に置かれることにもなります。こうしてイスラエルは、神さまから見捨てられて死ぬことのないよう、それこそ必死に神さまの教えに従うことを学んでいくこととなります。

私たちは「神が共におられる」ということの意味を誤解してはなりません。神さまが私と共にいてくださることで滅びを免れた私たちは、だからといって、神さまが私と共にいてくださるのだから、自分勝手に生きてよいというわけで

は全然ありません。神さまが私と共にいてくださるという事実を、自分勝手に解釈しては絶対にならないのです。神さま中心に正しく解釈しなければなりません。神さまは私たちと共にいて、何もせずただ寝ておられるのではありません。私たちと共におられて、みことばの通りに生きて働いておられます。生きて働いて、昼も夜も私たちを教育し、訓練しておられるのです。このことを記録したのが民数記です。

1-4 節では、神さまは、御自身が「その中に住む宿営を汚さないようにしなければならない」と命じます。それで、律法で汚れた者とされる「ツアラアトの者、漏出を病む者（性病などによる膿の流出や婦人の異常な出血など）、死体によって身を汚している者」を「宿営から追い出」すよう命じます。これら「汚れた者」は、「罪を犯した者」とは区別されますが、聖さを失い、死を帯びた者として、宿営からの隔離を命じられました。このうち、「死体によって身を汚している者」は、触れた死体が動物の場合には夕方まで、人間の死体の場合には一週間、隔離されました。重い皮膚病の「ツアラアト」の場合には、それが完治するか、あるいは患部が全身に拡大するまで隔離されました。既述の通り、「神が共におられる」神の民イスラエルにとっては「聖さ」がいのちです。神さまが彼らを見捨てたら、全員荒野でのたれ死にするしかありません。こうして、「汚れた者」が日々宿営から隔離され、イスラエルの宿営は「聖さ」を保ちながら、神さまと共に前進しました。

汚れではなく、罪を犯した場合はどうなるでしょうか。5-10 節で次のように命じられます。「男にせよ、女にせよ、主に対して不信の罪を犯し、他人に何か一つでも罪を犯し、自分でその罪を認めるとき」は、まず「自分の犯した罪を告白」します(6-7)。そして、損害を与えた「罪過のために総額」を一円残らず「弁償する」のみならず、慰謝料として「それにその五分之一を加えて、当の被害者に支払わなければならない」と教えられます(7)。こうして、誰かに対して損害を与えて「罪過」が確定した場合、その「罪過」の被害総額を支払うことが命じられました。

それでは、罪を犯したことを誰も実証できない場合はどうなるでしょうか。神さまは、不貞の疑いのある妻のことにに関して、このことを 11 節以降で教えます。それによると、「もし人の妻が道をはずして夫に対して不信の罪を犯し、男が彼女と寝て交わった」ものの、「そのことが彼女の夫の目に隠れており、彼女は身を汚したが、発見されず、それに対する証人もなく、またその場で彼女が捕えられもしなかった場合」、そして、「妻が身を汚していて、夫にねたみの心が起こって妻をねたむか、あるいは妻が身を汚していないのに、夫にねたみの心が起こって妻をねたむかする場合」には、次のようにするよう命じられます(12-14)。まず、「夫は妻を祭司のところに連れて行き、彼女のために大麦の粉十分の一エパをささげ物として携えて行き」ます(15)。この「ささげ物」は、神さまが「咎を思い出す覚えの穀物のささげ物」なので、神の霊をあらわす「油」を注いだり、喜びをあらわす「乳香」を加えることはしません。次に、「祭司は、その女を近寄せ、主の前に立たせ」、「きよい水を土の器に取り、幕屋の床にあるちりを取ってその水に入れ」ます(16-17)。「土の器」は体を意味し、女の体の中で起こっていることを意味すると考えられます。「水」はいのちを、「ちり」は人間がそこから造られた「ちり」を意味すると思われまふ。そして、「主の前に女を立たせて、その女の髪の毛をとかせ、その手にねたみのささげ物である覚えの穀物のささげ物を与え」ます(18)。それから、次のように祭司は「のろいの誓いを誓わせ」ます。「もしも、他の男があなたと寝たことがなく、またあなたが夫のもとにありながら道ならぬことをして汚れたことがなければ、あなたはこののろいをもたらず苦い水の害を受けないように。しかしあなたが、もし夫のもとにありながら道ならぬことを行なって身を汚し、夫以外の男があなたと寝たのであれば、...主があなたのももをやせ衰えさせ、あなたの腹をふくれさせ、あなたの民のうちにあつて主があなたをのろいとし誓いとされるように。またこののろいをもたらず水があなたのからだにはいつて腹をふくれさせ、ももをやせ衰えさせるように。」(19-21)これを聞く女は「アーメン。アーメン。」と答えます。「ももをやせ衰えさせ、あなたの腹をふくれさせ」とは、子宮が衰えて不妊となる、不倫相手の子を宿すなどの解釈がありますが、どちらにしても「あなたの民のうちにあつて主があなたをのろいと」なさいまふ。実際に罪を犯していなければ、これは妻の潔白を証明することになり、反対に、

隠れて不貞の罪を犯している場合には、これ以上恐ろしいことはありません。私の友人で、海外の行く先々で買春していた友人がいました。帰国すると、彼は原因不明の熱に悩まされて長期間入院します。そして、エイズになって死ぬのではないかと「(彼曰く)エイズ地獄」の恐怖に脅える中で福音を聞き、それを信じて救われました。今はかつての罪を悔い改めて立派に主を証して生きていますが、それにしても、罪を隠すというのは、実は私たちにとって最も恐ろしいことです。

神さまはイスラエルと共におられます。彼らの真ん中に住まわれます。彼らの真ん中におられて、彼らを教育し、訓練なさいます。こうして、犯した罪が明確な場合には、それが「告白され」「弁償」されて解決します。そして、人目には隠された罪に関しては、人間ではなく神さまご自身がそれをさばいてくださいます。こうして、イスラエルのうちから不義を取り除いて、神さまはイスラエルをご自身の民に相応しく教育なさるのです。汚れや罪が何より大きな問題となります。汚れや罪があれば、イスラエルの命取りになります。神さまは、汚れがあれば、それを他に伝染しないよう追い出して隔離させ、罪があれば、それを告白させ、損害を弁償させて、隠された罪までさばいて、イスラエルの聖さを保ち、彼らの真ん中に住んで、彼らを教え導かれます。これが神さまがイスラエルと共におられるということの意味です。神さまはイスラエルの真ん中にどっしりと住まわれて、彼らの罪を贖った後に、彼らをこうやって教育し、訓練して、鍛えるのです。